

2020年（令和2年）5月21日

在学生・保証人の皆様へ

京都外国語大学
京都外国語短期大学
学長 松田 武

緊急遠隔授業および入構禁止の継続について

学生・保証人の皆様には、緊急事態宣言に伴う本学の新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、5月14日に39県の緊急事態宣言が解除され、残りの8都道府県についても5月中に解除される見込みとなりました。しかしながら、今後も「3密（密閉・密集・密接）を避ける」「不要不急の外出は避ける」等、感染拡大防止対策が必要であることに変わりはなく、さらに第2、第3の感染拡大の波が予想される先が見通せない状況にあります。

したがって、緊急事態宣言が解除された中でも、現時点では決して楽観できない状況であると判断し、学生の皆様の健康と安全を守ることを最優先に、春学期の遠隔授業および入構禁止の措置を継続します。

なお、4月16日付の「緊急遠隔授業の実施および学費納入期限の変更について（お知らせ）」でお知らせしました通り、感染拡大の状況が明確に改善し、学生の皆様の安全確保ができる状態になれば、通常授業の実施を検討する予定です。

学生の皆様には引き続きご不便をおかけし、また保証人の皆様にはご心配をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

以上